



平成 23 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社トクヤマ
代表者名 代表取締役 幸後 和壽
(コード番号 4043 東証 1 部)
問合せ先 広報・IRグループ 松本 良文
(TEL 03-3499-8023)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 28 日開催予定の第 147 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

経営機構の改革に伴い、株主総会および取締役会の招集権者と議長について、より機動的に運用するため、現行定款の条項の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 23 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 23 年 6 月 28 日

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に差支えあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長</u>に差支えあるときまたは<u>欠員のときは、取締役社長</u>がこれに当り、<u>取締役社長に差支えあるときは、取締役会</u>であらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 (<u>株主総会</u>の招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>であらかじめ定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に差支えあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>であらかじめ定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に差支えあるときは、<u>取締役会</u>であらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>